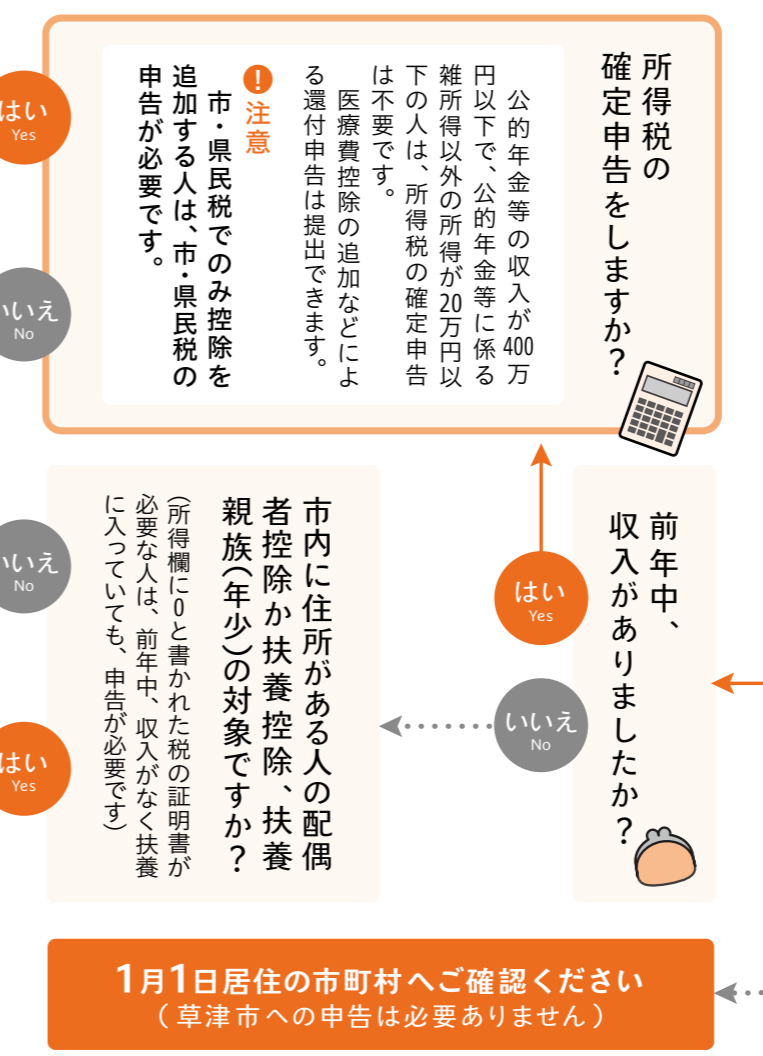


税の申告

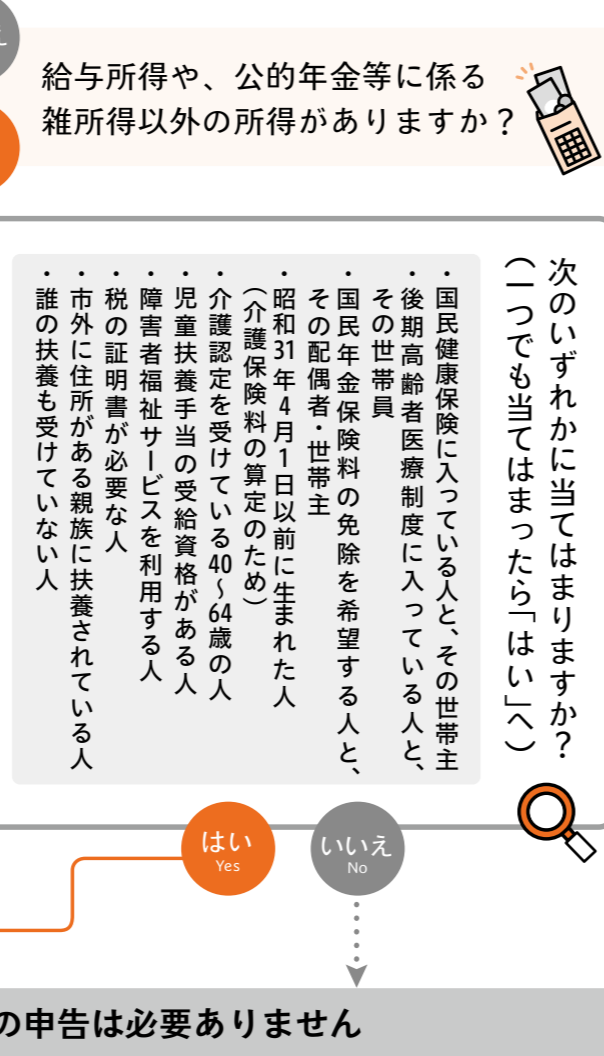
市・県民税の申告や、所得税の申告が必要な人は、期間内に手続きを済ませてください。
 例年、非常に混み合いますので、ご理解とご協力をお願いします。
 所得税の還付申告は、2月17日(月)以前でも草津税務署に提出できます。
 ※文中の「所得税の(確定)申告」は、「所得税及び復興特別所得税の(確定)申告」のことです
 問 税務課 市民税係(1階) ☎561・2309、☎561・2479
 草津税務署 個人課税部門(大路二) ☎562・1315(自動音声案内)

あなたは必要? 市・県民税の申告

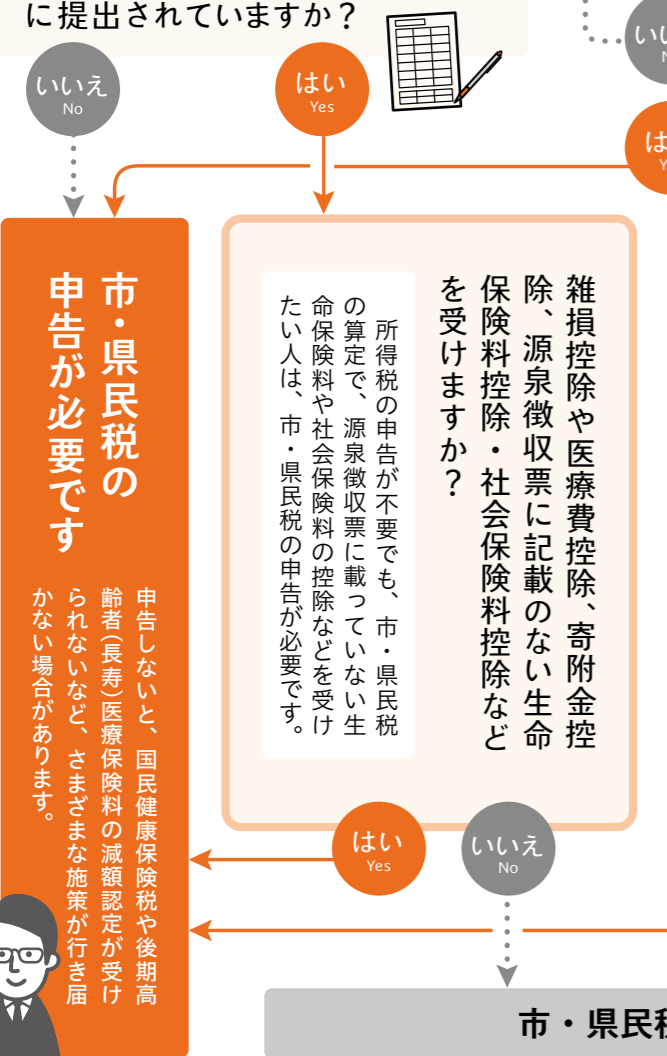
スタート
 start
 1月1日時点で、
 草津市に住所が
 ありましたか?



市・県民税の申告は必要ありません



給与や公的年金等の収入の全ての支払報告書が、支払先から草津市に提出されていますか?



市・県民税の申告、所得税(一部のみ)の申告

☎ 2月17日(月)~3月16日(月)の平日 9:00~16:00

- 直接持込・相談がある場合**
- 市役所 2階 特大会議室
 ※地域まちづくりセンターなどのお出かけ相談会場はありません
- 他・混雑状況によっては、16:00前に受付を終了します
- 土・日曜日・祝日は申告相談を受け付けていません
 - 申告期間中は、税務課(1階)では申告相談を受け付けていません
 - 車での来場はできるだけ控えてください

郵送の場合

申告書は下記へ郵送してください。

【市・県民税】
 〒525-8588 草津市役所 税務課 市民税係

【所得税(確定申告)】
 〒525-8510 草津税務署

- 学区別割当日
- 小学校区別の割当日を設定しています。割当日以外での相談も可能ですが、混雑回避のためご協力ください。
 - ※各小学校、地域まちづくりセンターでは申告相談を受け付けていません。

小学校区	割当日
矢倉・笠縫	2月17日(月)、25日(火)
老上・老上西・玉川	2月18日(火)、26日(水)
志津・草津第二・笠縫東	2月19日(水)、27日(木)
渋川・南笠東・山田	2月20日(木)、28日(金)
志津南・草津・常盤	2月21日(金)、3月2日(月)

※3月3日(火)以降は、誰でも相談可
 ※自主申告コーナーは、今年度から廃止しました

所得税の申告

- 草津税務署 (大路二)
- ☎ 申告書作成会場開設期間
 2月17日(月)~3月16日(月)の平日 9:00~17:00 (受付16:00まで)
- 他・郵送でも提出できます(〒525-8510 草津税務署へ)
- 混雑状況によっては、16:00前に受付を終了します
 - 土・日曜日・祝日は申告相談を受け付けていません(大津税務署では2月24日(月・休)・3月1日(日)も申告相談を実施)
 - 車での来場はご遠慮ください
 - ※2月3日(月)~3月16日(月)は駐車場を閉鎖しています

次の人は、税務署で確定申告を ※市の会場では申告不可

- 住宅借入金等特別控除を受ける
- 亡くなった人の申告をする
- 令和元年分以外の確定申告をする
- 確定申告書の控えに受付印が必要
- 提出済みの確定申告を訂正する
- 事業所得の収入金額が1,000万円を超える
- 收支内訳書の内容を相談したい
- 申告分離課税を選択した配当所得がある
- 不動産や株式などの譲渡所得がある
- 1月1日時点で、草津市に住民票がない
- 青色申告をする

確定申告が必要かどうかは、国税庁のホームページや草津税務署でも確認できます

【国税庁】 <http://www.nta.go.jp/> 【草津税務署 個人課税部門】 ☎562-1315(自動音声案内)